【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年６月17日
【会社名】	株式会社ウィルグループ
【英訳名】	WILL GROUP, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　池田　良介
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町一丁目32番２号
【電話番号】	０３（６８５９）８８８０（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長　高山　智史
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町一丁目32番２号
【電話番号】	０３（６８５９）８８８０（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長　高山　智史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年８月11日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

１　提出理由
２　報告内容
（３）当該異動に係る特定子会社（取得対象子会社）の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
（４）当該特定子会社の最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
（５）当該特定子会社の当社及び連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係
（６）当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
①　当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
②　当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
（７）当該異動の理由及び年月日
①　当該異動の理由
②　当該異動の年月日
（８）当該特定子会社取得の目的及び対価の額
②　対価の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿を付して表示しております。

１【提出理由】
（訂正前）
当社は、平成26年８月11日の取締役会において、当社の連結子会社による子会社取得を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号及び第16号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。
（訂正後）
当社は、平成26年８月11日の取締役会において、当社の連結子会社による子会社取得を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第16号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】
（訂正前）
（３）当該異動に係る特定子会社（取得対象子会社）の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
（訂正後）
（３）取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（訂正前）
（４）当該特定子会社の最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
（訂正後）
（４）取得対象子会社の最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（訂正前）
（５）当該特定子会社の当社及び連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係
（訂正後）
（５）取得対象子会社の当社及び連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

（訂正前）

（６）当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前　―

異動後　300,000個（うち間接所有300,000個）

② 当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前　―

異動後　60%（うち間接所有60%）

（訂正後）

削除

（訂正前）

（７）当該異動の理由及び年月日

① 当該異動の理由

当社は、当社の連結子会社であるWILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.（以下「WAP社」といいます。）がTok Bee Leng Karen、United Crest Capital Limitedとの間でScientec Consulting Pte. Ltd.（以下「STC社」といいます。）の全株式の60%を取得する株式譲渡契約を締結することを決定いたしました。STC社への出資の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社株式の取得により、同社は当社の特定子会社に該当することになります。

② 当該異動の年月日

平成26年８月11日

（訂正後）

削除

（訂正前）

（８）当該特定子会社取得の目的及び対価の額

② 対価の額

3,978千シンガポールドル（約322百万円）（暖簾代、アドバイザリー費用含む）

※１シンガポールドル＝81円で換算

（訂正後）

（６）取得対象子会社に関する子会社取得の目的及び対価の額

② 対価の額

初期支払総額：3,978千シンガポールドル（約330百万円）（のれん代、アドバイザリー費用含む）

※１シンガポールドル＝83.09円で換算

追加取得費用：2,654千シンガポールドル（約241百万円）（のれん代含む）

※１シンガポールドル＝91.15円で換算

本件株式総額：6,634千シンガポールドル（約571百万円）（のれん代、アドバイザリー費用含む）